

第 25 回理事会議事録

2023 年 9 月 8 日

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

第 25 回理事会議事録

1 **開催日時** 2023 年 9 月 8 日 午後 2 時～午後 3 時 8 分

2 **開催場所** 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県庁 本庁舎 2 階 講堂

3 出席者

(1) 理事総数 45 名

出席理事 35 名 (代表理事含む。)

代表理事 大村 秀章 代表理事 河村 たかし

代表理事 嶋尾 正 代表理事 水野 明久

理 事 柘植 康英 理 事 村手 聡

理 事 古本 伸一郎 理 事 牧野 莉香

理 事 杉野 みどり 理 事 松雄 俊憲

理 事 大島 卓 理 事 宮崎 直樹

理 事 新美 文二 理 事 森岡 裕策

理 事 高橋 繫浩 理 事 後藤 泰之

理 事 成田たかゆき 理 事 山下 史守朗

理 事 横江 淳一 理 事 田崎 博道

理 事 積木 潤 理 事 松澤 淳子

各自宅等より、Web 会議システム (利用サービス名 : Teams) を利用して参加

出席理事 13 名

代表理事 三屋 裕子 理 事 尾縣 貢

理 事 内藤 弘康 理 事 河合 純一

理 事 高原 一郎 理 事 池田 めぐみ

理 事 久野 千嘉子 理 事 來田 享子

理 事 松永 敬子 理 事 工藤 保子

理 事 兒玉 友 理 事 伊藤 華英

理 事 大日方 邦子

(2) 監事総数 2 名

出席監事 1 名

監 事 高橋 伸至

4 **議長兼議事録作成者** 代表理事 (会長) 大村 秀章

5 議題

第 1 号議案 愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会開催都市契約について

第 2 号議案 利益相反取引の承認について

第3号議案	第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の競技会場の仮決定及び仮決定した競技会場の変更について
第4号議案	愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会の候補会場について
第5号議案	アスリート委員会規程の制定について
第6号議案	知的財産の制作について
報告事項1	顧問及び参与の決定について
報告事項2	コンプライアンス委員会の開催について

6 議事の経過の要領及びその結果

定刻、大村秀章代表理事（会長）が議長席に着き開会を宣し、本日の理事会については、三屋代表理事始め13名の理事はWeb会議システムを利用して理事会に参加する旨の報告がなされ、当該Web会議システムが出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることが出席者全員により確認され、本理事会は定款第37条に定める定足数を満たしていることが報告された。

その後、次の議案の審議に入った。

(1) 第1号議案 愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会開催都市契約について

議長は第1号議案を上程し、組織委員会事務局次長（以下「事務局次長」という。）より、内容説明がなされた。

上記の説明が終了した後、質疑及び意見交換に入った。質疑及び意見交換では、開催都市契約書における解除及び不可抗力にかかる規定の内容について質疑及び意見交換がなされた。

審議を経て、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

(2) 第2号議案 利益相反取引の承認について

第2号議案 利益相反取引の承認については、議長である大村秀章代表理事（会長）が特別利害関係人であるため、水野明久代表理事が議長となり、議事を進められた。議長は第2号議案を上程し、事務局次長より、内容説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。その後、大村秀章代表理事（会長）が再度議長となった。

なお、大村秀章代表理事及び河村たかし代表理事は、特別利害関係を有するため、この決議に参加せず、定足数にも算入しなかった。

(3) 第3号議案 第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の競技会場の仮決定及び仮決定した競技会場の変更について

議長は第3号議案を上程し、事務局次長より、内容説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

(4) 第4号議案 愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会の候補会場について

議長は第4号議案を上程し、事務局次長より、内容説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

(5) 第5号議案 アスリート委員会規程の制定について

議長は第5号議案を上程し、事務局次長より、内容説明がなされた。

上記の説明が終了した後、質疑及び意見交換に入った。質疑及び意見交換では、アスリート委員会における機運醸成やレガシーの創出について質疑及び意見交換がなされた。

審議を経て、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

(6) 第6号議案 知的財産の制作について

議長は第6号議案を上程し、事務局次長より、内容説明がなされた。

上記の説明が終了した後、質疑及び意見交換に入った。質疑及び意見交換では、広報物にかかるジェンダー平等について質疑及び意見交換がなされた。

審議を経て、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

7 報告事項

(1) 報告事項1 顧問及び参与の決定について

議長は、定款の規定により、別紙「議案書」10頁に記載の者を決定し、就任したことを報告した。

(2) 報告事項2 コンプライアンス委員会の開催について

議長は、コンプライアンス委員会の開催について、事務局次長に説明させた。

上記報告事項2の報告が終了した後、質疑及び意見交換に入った。質疑及び意見交換では、公益通報制度の通報窓口の案内方法等について質疑及び意見交換がなされた。

上記議事の審議が全て終了した後、意見交換に入り、アジアパラ競技大会にかかるアクセシビリティについて意見交換がなされた。

以上をもって、議事の全部の審議及び報告を終了したので、議長は午後3時8分閉会を宣し、解散した。

上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、会議に出席した代表理事（会長及び会長代行）及び監事は記名押印する。

令和5年9月8日

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会第25回理事会